平成２６年（フ）第６７３号
神奈川県大和市上草柳６丁目７番７号
破産者　宮川　儀和
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７４号
神奈川県大和市上草柳６丁目７番７号
破産者　宮川由美子
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９０４号
神奈川県鎌倉市台５丁目１番16号　キキョウビル203
破産者　吉原　明秀
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１６５号
横浜市南区永田みなみ台２番９―401号
破産者　松崎　　宏
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２３７号
横浜市港南区港南台７丁目42番30―509号
破産者　影山　清一
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２６０号
横浜市保土ケ谷区釜台町49番９号　コーポ長浜103号
破産者　山下　　悠
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３８３号
横浜市神奈川区三ツ沢上町８番18号
破産者　篠田　信裕
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３９７号
横浜市南区三春台29番地７　コーラル南太田101
破産者　二又ひとみ
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４１６号
横浜市青葉区あかね台２丁目３番地４　サンコートあかね台101号
破産者　庄子　一実
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４１７号
横浜市緑区いぶき野53番地10　ハイツいずみＣ101号
破産者　庄子　恵美
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６号
新潟県上越市中央５丁目６番22号、住民票上の住所新潟県上越市東雲町２丁目11番26号
破産者　高橋　昭五
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第５９号
新潟県上越市三和区岡田572番地
破産者　中條　正巳
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１１４号
富山県滑川市横道3700番地20、前住所富山県魚津市釈迦堂１―２―17　コーポ駅前202
破産者　魚津の風こと　山岸　勇太
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０５号
長野県塩尻市大字広丘高出2220番地10　パークヒル藤森Ｂ102
破産者　小山　健志
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４８号
長野県下伊那郡高森町山吹3832番地９
破産者　小平　　強
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第２６１号
静岡県焼津市上泉610番地の23
破産者　勝治　正人
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３４号
愛知県豊川市御津町下佐脇鎌田25番地１　インノバーレ102号、従前の住所愛知県豊橋市川崎町12番地の１
破産者　竹内　健一
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１４０号
岡山県井原市美星町西水砂81番地10
破産者　池田　豊司
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
山口県美祢市秋芳町秋吉3447番地４
破産者　斉藤　憲孝
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係